

DVとは

DVとは、男女の別を問わず
婚姻関係、内縁関係、同居する交際関係
にある者からの

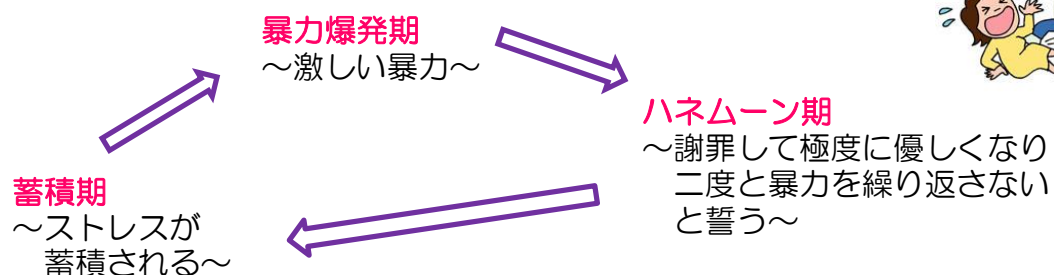
○身体に対する暴力
～殴る蹴る等～

○精神的暴力
～「殺すぞ」等の脅迫
言葉の暴力～

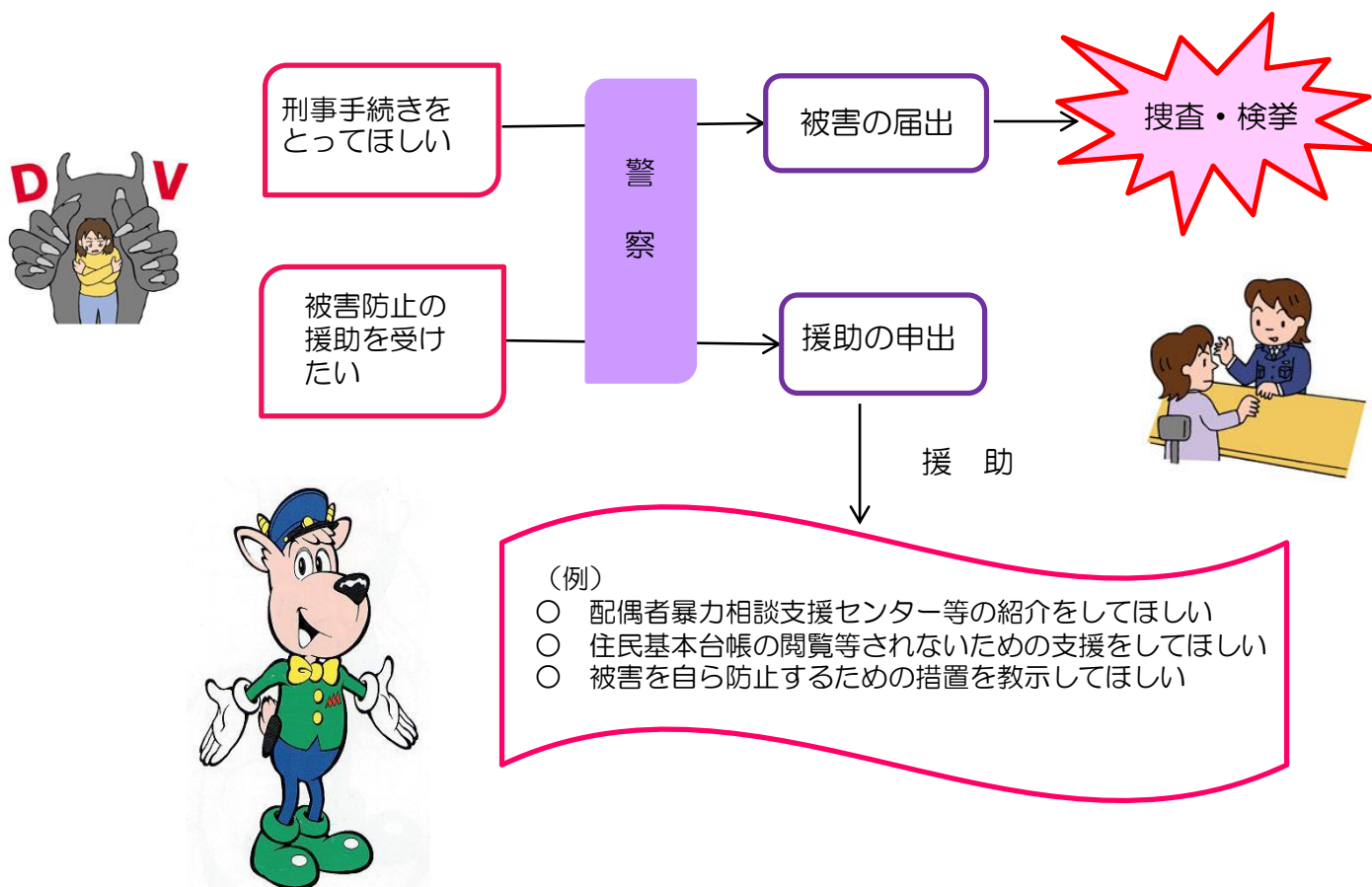
○性的暴力
～性行為の強要等～

をいいます。

暴力は繰り返され、エスカレートします！！！！

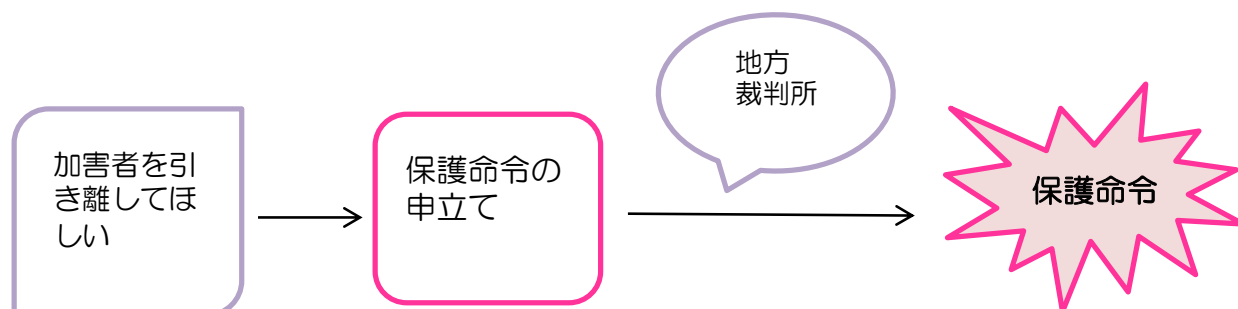


警察によるDV対応の流れ



保護命令制度

DV被害者が、その後も危害を受けるおそれ大きいと認められる時には、裁判所から加害者に対して、保護命令を発することができます。



保護命令の対象となるのは 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 です

主な保護命令



◆接見禁止命令（6ヶ月有効）

- 被害者の身辺につきまったり、住居、勤務先などの付近をはいかいすることを禁止します。
- 面会要求、電話・FAX・電子メールなどを禁止します。
- 被害者と同居する未成年の子、被害者の親族等密接な関係のある人の身辺につきまったり住居、勤務先、学校などの付近をはいかいすることを禁止します。

◆退去命令（2ヶ月有効）

加害者が被害者と共に住む住居から退去することを命じます。

※保護命令に違反すれば、1年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。

一人で悩まず、相談しましょう

緊急時は110番通報
山形県警察本部
◆#9110、023-642-9110 ※相談専用
◆023-626-0110
または、各警察署でも相談を受け付けています

